地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館会計監査人選定委員会設置要綱

（設置）

第１条　地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 35 条の規定に基づき、会計監査人の監査を受ける必要があることから、当該会計監査人の選定について厳正かつ公平な審査を行うことを目的として、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館会計監査人選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、会計監査人を選定する。

（委員）

第３条　委員会は、３名の委員とし、外部有識者及び県職員をもって構成する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、会計監査人を選定するまでの間とする。

（委員会）

第５条　委員会は、医務課が招集し、進行する。

２　委員会は、各提案者の非公表資料を扱うことから、非公開とする。

３　委員会は、必要があると認めるときは、応募者その他の関係者に出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

（書面議決）

第６条　前条の規定にかかわらず、緊急の必要等により委員会を招集することができないときなど、書面による議決が相当であると医務課が認めたときは、書面によって審議を行うことができる。

（守秘義務）

第７条　委員会は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、佐賀県健康福祉部医務課において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会において協議の上、定めるものとする。

附則

この要綱は、令和８年１１月１６日から施行する。